

新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度等運営事業委託業務に関する質問及び回答

令和5年3月15日現在

No.	質問内容	回答
1	制度の周知は、全事業者でしょうか。	ステッカー制度に関する周知は、県内全飲食店を対象に実施予定です。 【仕様書3. 広報物の印刷・発送業務】
2	「第三者認定制度」では、どのような事をすればよろしいでしょうか。	当該制度は、感染症対策を実施している飲食店事業者に対し、新型コロナ対策実施店舗向けステッカー（「以下、ステッカー」という。）を交付し、ステッカーを飲食店に掲示することで、県民の安心・安全な事業所利用に資することを目的とした制度です。 主な業務としては、運営拠点（事務局・コールセンター）の設置、当該制度に係る問い合わせ受付業務、ステッカー交付業務、広報物の印刷・発送業務（約16,000店舗分の封入封緘作業を含む）となります。 詳細は、仕様書をご確認ください。
3	広報物の発送は、飲食店以外にはしないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	おおよその対象飲食店数及びその他の事業者数は、どれくらいを予定されておりますでしょうか。	県内飲食店数は約16,000です。その他の事業者は、宿泊業・小売業・理美容業などの県内の全ての事業者を対象としています。 なお、制度開始以降、35,000事業者（飲食店13,000、その他22,000）に対して、ステッカーを交付しています。